2021 年 3 月 5 日

第 121 回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

●当社の新株予約権等に関する事項　・・・ 1 ページ

●内部統制に係る体制　・・・ 3 ページ

●連結株主資本等変動計算書　・・・ 9 ページ

●連結計算書類の連結注記表　・・・ 10 ページ

●株主資本等変動計算書　・・・ 19 ページ

●計算書類の個別注記表　・・・ 20 ページ

株式会社　資生堂

上記事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、当社企業情報サイト（https://corp.shiseido.com/jp/ir/shareholder/）に掲載することにより株主のみなさまへご提供しております。

●当社の新株予約権等に関する事項

〔職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況〕

新株予約権の発行日	発行時の割当対象者	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される金銭の額	新株予約権の権利行使期間	2020年12月31日現在	
					保有状況および新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類と数
2011年8月30日	当社取締役および執行役員17名	1,294円	1株当たり1円	2014年8月1日～2026年7月31日	当社取締役（社外取締役を除く）1名53個	当社普通株式5,300株
					その他2名110個	11,000株
2012年8月30日	当社取締役および執行役員19名	1,001円	1株当たり1円	2015年8月1日～2027年7月31日	当社取締役（社外取締役を除く）1名68個	当社普通株式6,800株
					その他6名320個	32,000株
2013年8月29日	当社取締役および執行役員16名	1,434円	1株当たり1円	2016年8月1日～2028年7月31日	当社取締役（社外取締役を除く）1名38個	当社普通株式3,800株
					その他7名306個	30,600株
2014年8月28日	当社取締役および執行役員等 18名	1,898.5円	1株当たり1円	2017年8月1日～2029年7月31日	当社取締役（社外取締役を除く）1名45個	当社普通株式4,500株
					その他8名374個	37,400株
2016年3月30日	当社取締役および執行役員等 18名	2,515.5円	1株当たり1円	2018年9月1日～2031年2月28日	当社取締役（社外取締役を除く）2名186個	当社普通株式18,600株
					当社取締役を兼務しない執行役員1名47個	4,700株
					その他6名202個	20,200株

新株予約権の発行日	発行時の割当対象者	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される金銭の額	新株予約権の権利行使期間	2020年12月31日現在	
					保有状況および新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類と数
2017 3月30日	当社取締役 および執行役員 等 24名	2,990円	1株当たり 1円	2019年9月1日 ～ 2032年2月29日	当社取締役 （社外取締役を除く） 2名307個	当社普通株式 30,700株
					当社取締役を兼務しない執行役員 4名139個	13,900株
					当社の完全子会社の取締役または執行役員（当社取締役または当社執行役員を除く） 1名31個	3,100株
					その他 14名458個	45,800株
2018年 3月28日	当社取締役 および執行役員 等 21名	6,615円	1株当たり 1円	2020年9月1日 ～ 2033年2月28日	当社取締役 （社外取締役を除く） 3名326個	当社普通株式 32,600株
					当社取締役を兼務しない執行役員 4名78個	7,800株
					当社の完全子会社の取締役または執行役員（当社取締役または当社執行役員を除く） 1名18個	1,800株
					その他 12名223個	22,300株
2019年 3月27日	当社取締役 および執行役員 等 18名	7,864円	1株当たり 1円	2021年9月1日 ～ 2034年2月28日	当社取締役 （社外取締役を除く） 4名293個	当社普通株式 29,300株
					当社取締役を兼務しない執行役員 5名108個	10,800株
					当社の完全子会社の取締役または執行役員（当社取締役または当社執行役員を除く） 2名41個	4,100株
					その他 7名149個	14,900株

（注）過年度に新株予約権を交付した者の人数と交付した新株予約権の数およびその目的である株式の種類と数の内訳は、上記表中の2020年12月31日現在における「保有状況および新株予約権の数」欄および「新株予約権の目的である株式の種類と数」欄に記載のとおりです。

なお、当期中に発行した新株予約権はありません。

●内部統制に係る体制

当社は、実効性の高い内部統制システムを構築するため、2006 年 5 月 12 日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定め、これに沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、都度必要な見直しを行っています。2020 年度は企業理念「THE SHISEIDO PHILOSOPHY」等を反映し、2019 年 12 月 26 日開催の取締役会の決議にて改定した基本方針に基づき、内部統制システムの運用およびそのモニタリングを行いました。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの「内部統制システムの基本方針」は、以下のとおりです。

1. 当社およびグループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、グループ全体における業務の適正性を確保するための体制

当社およびグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。

代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。監査役は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役および使用人は、監査役からの求めに応じ、職務の執行状況を監査役に報告する。

資生堂グループ共通の企業理念「THE SHISEIDO PHILOSOPHY」を定義し、私たちが果たすべき企業使命を定めた「OUR MISSION」、これまでの 140 年を越える歴史の中で受け継いできた「OUR DNA」、資生堂全社員がともに仕事を進めるうえで持つべき心構え「OUR PRINCIPLES(TRUST8)」を定め、あわせてより高い倫理基準をもって業務に取り組むための倫理行動基準を制定し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。(＊)

また、倫理行動基準に基づきグループ全体で遵守する基本ポリシー・ルールを制定し、「THE SHISEIDO PHILOSOPHY」と倫理行動基準と併せて、グループ各社・各事業所への浸透を図り、もって、グループ各社・各事業所が、詳細な諸規程を制定するための環境を整備する。

当社にコンプライアンスおよびリスクマネジメントを取扱う委員会を設置し、世界の主要地域に配置した地域本社においてコンプライアンスおよびリスクマネジメント機能を果たす組織と連携しながらグループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策など、企業品質向上に向けた活動を統括する。なお、重要な事案や推進状況については、代表取締役社長を通じ取締役会に適宜提案・報告する。

グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進およびリスク対策の担当をグループ各社・各事業所に配置し、定期的に企業倫理に関する研修・啓発活動の計画および推進、インシデント対応やリスク管理を行う。リスクマネジメントを担当する部門やコンプライアンスおよびリスクマネジメントを取扱う委員会は、各社・各事業所に配置した担当と定期的に情報共有の場を持つ。

グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、内部通報窓口として、グループ各社にホットラインを設置するとともに、リスクマネジメントを担当する部門の役員に直接通報、相談できるホットラインを設置する。なお、日本地域のホットラインは、社内カウンセラーによる社内窓口に加え、社外のカウンセラーによる社外窓口も設置する。

内部監査に係る諸規程に従い、グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。

内部監査の結果は、取締役および監査役に報告する。

＊反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

当社では、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人および団体とは関係をもたないこと。このような個人および団体からの金品や役務の求めには一切応じないこと」を倫理行動基準において宣言している。リスクマネジメントを担当する部門に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上での対応マニュアルの整備等を行っている。地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

2. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。

代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。執行役員は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。

なお、重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために執行役員をメンバーとする、業務執行の意思決定会議等において審議する。

取締役会および業務執行の意思決定会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役会議事録、業務執行の意思決定会議等の議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査役からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。

このほか、取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。

グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。

4. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

世界の主要地域に配置した地域本社にコンプライアンスおよびリスクマネジメント機能を果たす組織をそれぞれ設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。コンプライアンスおよびリスクマネジメントを取扱う委員会は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、世界の主要地域に配置した地域本社において想定しうる緊急事態に対する対応策の策定支援を行う。

緊急事態が発生した場合には、その内容や当社グループに与える影響の大きさ等に応じて、当該事態が発生した地域の地域本社もしくは当社、またはその双方にリスク対策本部を設置し、対応を実施する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会および監査役の職務を補助する監査役会スタッフグループを設置して使用人を配置する。

監査役会スタッフグループの使用人については、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を監査役に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。

また、グループ各社を含め取締役および使用人から監査役へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。

当社およびグループ各社は、監査役へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないための諸規程を整備、周知する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会および監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査役からの求めに応じ、監査役と会計監査人および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を進めており、2020 年度には、以下のとおり運用しました。なお、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、監査役(会)による監査の対象となるほか、内部監査担当部門がモニタリングしています。

1. 当社およびグループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、グループ全体における業務の適正性を確保するための体制

・「接待・贈答に関する規程＜賄賂防止規程＞」(2014年11月制定、2018年1月改定)および「カルテル防止に関する規程」(2011年4月制定)の世界の各地域におけるトレーニング実施状況をリスクマネジメント部が2020年3月に確認した。

・企業理念「THE SHISEIDO PHILOSOPHY」を踏まえた「資生堂グループ倫理行動基準」の

改定の検討を開始した。

・2020年は、Global Risk Management & Compliance Committeeの事務局が、同Committeeの各メンバーと個別に意見交換を実施し、資生堂グループにおける重要リスクおよび全社的リスクマネジメント(ERM)の推進について議論した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を中心に、3月、4月、7月開催の取締役会で報告した。

・9月、12月に実施した「HQ・SJコンプライアンス委員会」において、日本における懲戒事案・相談ルーム案件を踏まえた課題について議論した。

・入社時の研修および全社員対象のeラーニングにて「資生堂グループ倫理行動基準」を浸透させている。

・日本地域のホットラインには、コンプライアンス委員会ホットライン、相談ルームおよび資生堂社外ホットラインの3つの窓口を設けることで、公益通報窓口機能を整備している。

・「監査部業務マニュアル(「内部監査規程」を含む)」に従い、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、関連法規・社内規程の遵守、および会社資産の保全の観点から、グループ全体の内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けた助言・提言を行っている。内部監査の結果について、代表取締役　社長　兼　CEO、最高財務責任者および常勤監査役には月次、取締役会には年次で報告している。

＜反社会的勢力排除に向けた取り組み＞

日本国内において、2020 年に導入した経費精算システムと新規の取引がある仕入先に対して適用している仕入先事前審査を連動させ、審査を徹底している。また、仕入先事前審査制度を導入した 2016 年以前より取引がある仕入先のうち、一定額以上の取引実績がある未審査の仕入先の審査を実施した。2017 年 12 月から新規得意先への事前審査制度を導入し継続推進している。また、セミナー等で情報収集を実施するとともに、地元警察署との連携に努めている。

2. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・2020年1月1日付で執行役員20名(うち2名は代表取締役を兼務)および各地域本社社長6名(うち2名は当社の執行役員)を選任し、各々の業務遂行における担当領域を明確化した。また、代表取締役　社長　兼　CEOが重要な業務執行について最終決裁を行う際に、関係の執行役員および地域本社社長等による多面的な検討を通じて当該最終決裁の妥当性・適切性を高めるための意思決定機関としてのExecutive Committee、その他重要経営課題を議論・意思決定する場としての経営会議(Global Leadership Committee、Innovation CommitteeおよびSustainability Committee等)を設置している。また、経営各執行役員等は各々の担当領域内において、自身が意思決定するプロセスを整備するとともに、年度計画に対する進捗状況を定期的に経営会議に報告している。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・取締役会議事録はリーガル・ガバナンス部にて作成のうえ、法定備置の期限である 10 年を超えた永年保管としている。保管については、株主権の行使の一環である閲覧請求に備えるため、IR 部(株主対応担当部門)において行っている。Executive Committee 等の業務執行に関する重要会議の議事録は経営戦略部で作成し、同部において会議体により10 年または永年保管としている。情報資産の保護に関しては「情報セキュリティポリシー」のもと、「情報システム利用規程」「情報システム管理規程」「情報資産取扱い規程」「機密情報管理規程」「プライバシールール」「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護

規程」を策定・運用している。また、情報開示に関しては「内部情報管理および内部者取引規制に関する内規（役員・従業員内規）」を策定・運用しているほか、「決定事実・決算に関する情報開示までの仕組み」および「発生事実に関する情報開示までの仕組み」を構築し、運用している。

・グループ各社の重要事項については、取締役会規程および執行役員規程等に基づき、当該グループ会社を担当する執行役員を通じ、Executive Committee や取締役会に報告させている。

4. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・日本を含む世界の主要地域では、2020年第3四半期にRMO（リスクマネジメントオフィサー）対象のリスクアセスメントを実施した。各地域本社に配置したRMOおよび傘下グループ各社のBEO（ビジネスエシックスオフィサー）が各地域のリスクマネジメントやコンプライアンスを担当し、全社リスクの把握に努めた。

・2020年1月には、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として当社にHQ緊急対策本部を設置した。各地域本社の対策本部と連携し、2020年5月までは週2回、6月以降は週1回の定例ミーティングを実施して現況共有と対応の意思決定を実施した（55回開催）。

・日本国内では、インシデントの発生部門および事業所が行うインシデント収束に向けた対応業務のサポート体制の強化を目的に、2020年7月、当社、資生堂ジャパン株式会社の38部門および国内関係会社14社にリスクマネージャーの設置を拡大し、全リスクマネージャーを対象とした研修を6回実施した。2020年12月には、首都直下地震を想定したHQ緊急対策本部の訓練を実施し、40名が参加した。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・代表取締役　社長　兼　CEO 直轄の監査部に、監査役会および監査役の職務を補助する監査役会スタッフグループを設置し、兼任の使用人を 3 名配置し、監査役による監査に必要な情報の収集や資料作成等の補助、監査役会の事務局業務を行っている。また、当該使用人の取締役等からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等の人事に関する事項の決定には、常勤監査役が同意のうえ、監査部長が決定している。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・法定の出席義務がある取締役会に加え、Executive Committee等の業務執行の重要会議体、Global Risk Management & Compliance CommitteeやHQ・SJコンプライアンス委員会にもオブザーバーとして常勤監査役の出席機会が確保されており、これらの会議を通じた監査役への報告・情報提供を行っている。また、監査役からの求めがあった場合には、資料や情報の提供を行っている。

・資生堂グループの信頼を損ねる恐れのある事象に関する通報を監査役が直接受け取れる「監査役ホットライン」を社内通報窓口として設けている。また、国内では、入社時の研修およびハラスメント全社員研修において、「監査役ホットライン」の浸透を図る内容を盛り込み周知を行っている。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・事業年度の初めに、年間の活動計画に基づき、費用予算を計上している。また、費用予算を上回る支出が必要となった場合には、追加予算申請を行えるルールを整備している。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査役との間で意見交換会を随時開催するほか、社外取締役と監査役との間でも情報共有ミーティングを随時開催している。また、会計監査人と監査役との間で意見交換会を随時開催するほか、会計士監査結果報告会を四半期ごとに開催しており、うち上期末および期末の年2回は社外取締役も出席し、情報共有を図っている。常勤監査役は、内部監査部門である監査部より内部監査結果報告を月次で受けるほか、品質保証部、情報セキュリティ部、リスクマネジメント部、資生堂ジャパン株式会社事業マネジメント部監査グループより、各領域の監査結果報告を半期ごとに受けている。

・三様監査連絡会を四半期ごとに開催し、監査役、会計監査人、監査部が各監査情報を共有している。さらに、執行部門が主催する取締役会、Executive Committee など重要な会議に出席し、審議内容を確認している。

③関連当事者間取引の確認に係る枠組み

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っています。

関連当事者の有無および関連当事者と当社との取引の有無、ならびに取引の内容等については、開示に先立ち取締役会に報告し、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に定める取引の重要性の判断基準に基づき、レビューを行っています。

●連結株主資本等変動計算書(2020年 1月 1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高	64,506	70,741	371,435	△2,591	504,092
当期中の変動額					
剰余金の配当			△19,972		△19,972
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△11,660		△11,660
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分			△76	148	71
非支配持分との資本取引及びその他			92		92
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)					－
当期中の変動額合計	－	－	△31,617	135	△31,481
2020年12月31日残高	64,506	70,741	339,817	△2,455	472,610

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
2020年1月1日残高	3,106	10,839	△21,600	△7,654
当期中の変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
非支配持分との資本取引及びその他				
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△52	△5,581	24,967	19,333
当期中の変動額合計	△52	△5,581	24,967	19,333
2020年12月31日残高	3,054	5,257	3,366	11,678

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2020年1月1日残高	1,263	20,156	517,857
当期中の変動額			
剰余金の配当			△19,972
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△11,660
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			71
非支配持分との資本取引及びその他			92
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	136	748	20,218
当期中の変動額合計	136	748	△11,263
2020年12月31日残高	1,399	20,905	506,593

●連結計算書類の連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数･･･72 社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1.2　資生堂グループの概要　(3)重要な子会社の状況(資生堂グループの主要な拠点)」に記載のとおりです。

〔新規〕　1 社

㈱エフェクティムを新たに設立し、当期より連結の範囲に含めています。

〔除外〕　2 社

資生堂アメニティグッズ㈱及び㈱ディシラは、清算結了したことにより、当期より連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社：資生堂インドPrivate Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数･･･3 社

主要な会社名：㈱ピエールファーブルジャポン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(資生堂インドPrivate Limited他)は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法によっています。

時価のないもの……主として移動平均法による原価法
ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しています。

② たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く。)

主として定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)
主として定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

の れ ん	10～20年
ソフトウエア	5～10年
顧客関連無形資産	5～10年
商標権	9～15年(耐用年数が確定できないものを除く。)

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
④ 使用権資産
定額法を採用しています。
⑤ 長期前払費用
主として定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。海外連結子会社は、主に売上債権、貸付金等に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を計上しています。
② 返品調整引当金
当社及び国内連結子会社は、返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しています。
③ 賞与引当金
当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当期間の負担見込額を計上しています。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様です。
④ 役員賞与引当金
執行役員を兼務する取締役に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当期間の負担見込額を計上しています。
⑤ 危険費用引当金
一部の海外連結子会社は、訴訟リスク、製品保証リスク、税務リスク等の危険費用の発生による損失に備えるため、将来の発生可能性を勘案して見積もった損失負担見込額を計上しています。
⑥ 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
⑦ 事業撤退損失引当金
ブランドの収束及び事業の撤退に係る損失に備え、将来に発生することが見込まれる損失額を計上しています。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は各社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につい

ては、特例処理によっており、一体処理(特例処理、振当処理)の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっています。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しています。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

表示方法の変更に関する注記

前期において区分掲記していた「固定負債」の「環境対策引当金」は金額的な重要性が低下したため、当期より「その他」に含めて表示しています。
この表示方法の変更を反映させるため、前期の連結計算書類の組み替えを行っています。この結果、前期の連結貸借対照表において、「固定負債」の「環境対策引当金」として表示していた54百万円は「その他」として組み替えています。

追加情報

当社グループは、連結計算書類作成時において入手し得る情報に基づき、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを会計処理に反映しています。会計上の見積りは、当社グループの業績に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、地域及び事業によって異なるものの、2021年の下期から2022年の上期にかけて収束し、2023年中に本格的に回復するという一定の仮定を置いています。
しかし、見積りに用いた上記の仮定には不確定要素が多く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、今後の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	113,810百万円
仕掛品	6,490百万円
原材料及び貯蔵品	49,730百万円

(2) 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産は次のとおりであり、全てノンリコース債務に対応する資産です。

現金及び預金	1,834百万円
建物及び構築物	11,724百万円
機械装置、運搬具及び工具器具備品	1百万円
投資有価証券	1,155百万円
投資その他の資産 その他(差入保証金)	15,200百万円
計	29,915百万円

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されています。

担保付債務は、次のとおりであり、全てノンリコース債務です。

1年内返済予定の長期借入金	730百万円
長期借入金	16,645百万円

(3) 有形固定資産に係る減価償却累計額 243,978百万円

連結損益計算書に関する注記

(1) 助成金等による収入

主として新型コロナウイルス感染症に関連して各国政府及び自治体等から支給された、従業員の雇用維持及び給料支給に対する助成金及び補助金等です。

(2) 減損損失

国内子会社の固定資産に係る減損損失を計上しています。

用　途	種　類	場　所
事業用資産	建物、リース資産等	東京都、神奈川県　他

当社グループは、事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに行っており、事業用資産のうち店舗資産については店舗単位で資産のグルーピングを行っています。

その結果、事業用資産のうち、国内子会社において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗の資産グループと店舗閉鎖の意思決定をした資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しています。内訳は以下のとおりです。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却が困難であることから、回収可能価額をゼロとして評価しています。

建物及び構築物	575百万円
リース資産	199百万円
その他	168百万円
計	944百万円

(3) 新型コロナウイルス感染症による損失

主として各国政府要請に伴う拡大防止のため、従業員の店頭派遣を停止した期間及び工場の操業度が低下した期間に対応する固定費、イベント開催等の中止に伴うキャンセル費用等であり、内訳は次のとおりです。

従業員給与及び手当	11,781百万円
工場及び店舗に係る固定費	5,016百万円
解約違約金・キャンセル費用等	1,898百万円
計	18,696百万円

(4) 構造改革費用

組織再編に伴う臨時的な費用のうち、拠点閉鎖に係る費用及び早期退職者の割増退職金等です。

(5) 事業撤退損

一部ブランドの収束に伴う費用です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項
当期末における発行済株式の種類及び総数
普　通　株　式　　400,000千株

(2) 配当金に関する事項
① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	11,983	30.00	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年8月6日 取締役会	普通株式	7,989	20.00	2020年6月30日	2020年9月2日
計		19,972			

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2021年3月25日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関して次の議案を付議します。

配当金の総額	金 7,989百万円
1株当たり配当額	20.00円
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月26日
配当原資	利益剰余金

(3) 当期末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類
及び数
普　通　株　式　　332千株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債等による方針です。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は、短期間の譲渡性預金であり、安全性及び流動性が高く、一時的な余資運用目的で保有しています。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。リスク管理のため、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しています。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びリース債務は主に設備投資、Drunk Elephant Holdings, LLC買収及び営業取引に係る資金調達です。長期未払金のうち主なものはライセンス契約の締結に伴う負債であり、為替リスク及び金利リスクには晒されていません。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引や通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、並びに外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、非上場株式及び投資事業有限責任組合等の時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めていません。

	連結貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額
(1) 現金及び預金	130,013百万円	130,013百万円	－
(2) 受取手形及び売掛金（貸倒引当金控除前）	144,728百万円	144,728百万円	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	29,739百万円	29,739百万円	－
(4) 支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金	(152,622百万円)	(152,622百万円)	－
(5) 短期借入金	(56,491百万円)	(56,491百万円)	－
(6) 社債	(65,000百万円)	(64,980百万円)	20百万円
(7) 長期借入金	(178,591百万円)	(178,591百万円)	△0百万円
(8) リース債務	(24,216百万円)	(24,944百万円)	△727百万円
(9) デリバティブ取引			
①　ヘッジ会計が適用されていないもの	291百万円	291百万円	－
②　ヘッジ会計が適用されているもの	－	(344百万円)	△344百万円
(10) 長期未払金	(52,968百万円)	(52,968百万円)	－

（※）負債に計上されているものについては、(　)で示しています。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で示しています。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券
有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。なお、その他有価証券のうち、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金、(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しています。

(7) 長期借入金
長期借入金の時価については、変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっています。

(9) デリバティブ取引
デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(10) 長期未払金
長期未払金の帳簿価額及び時価については、将来キャッシュ・フローを銀行等で追加的に借り入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により評価及び算定しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,212円34銭
1株当たり当期純損失（△）	△29円19銭

企業結合に関する注記

2019年11月7日に行われたDrunk Elephant Holdings, LLCとの企業結合について前期において暫定的な会計処理を行っていましたが、当期に確定しています。
この暫定的な会計処理の確定に伴い、当期の期首において取得原価の当初配分額の見直しを行った結果、連結計算書類に与える影響はありません。

重要な後発事象に関する注記

パーソナルケア事業における会社分割及び承継会社の株式譲渡

当社は、当社のパーソナルケア事業（以下、「対象事業」）を譲渡すること、その後、対象事業を運営する会社の持株会社の株主として参画すること（以下、「本件取引」）を決定しました。本件取引の一環として、対象事業を会社分割（吸収分割）により当社及び当社子会社から当社が新たに設立する株式会社（以下、「新会社」）に対して承継させることを前提として、新会社の株式をCVC Capital Partners（以下、「CVC」）が投資助言を行うファンドが出資をしている法人である株式会社Oriental Beauty Holding（以下、「OBH社」）に譲渡することに関して、2021年2月3日付で法的拘束力を有する正式契約を締結しました。

1．本件取引の目的

当社は、スキンビューティー領域をコア事業とする戦略に鑑み、対象事業のさらなる成長・発展のため、考え得る戦略的オプションを幅広く検討した結果、対象事業については独立させ、マスビジネスに特化した柔軟な戦略や迅速な意思決定・価値創造力の高い人材の育成等、成長投資の強化を可能にする事業環境を整えることこそが、対象事業・ブランド及び社員のさらなる成長・発展、ひいてはお客さまやお取引先さまへの貢献につながるものと判断しました。

2．本件取引の具体的な手続き等

対象事業のうち、国内事業については、当社ならびにその完全子会社である資生堂ジャパン株式会社及び株式会社エフティ資生堂から吸収分割の方法により、2021年7月1日（予定）を効力発生日として新会社に承継させたのち、同日付（予定）で、新会社の株式の全てをOBH社に譲渡（以下、「本株式譲渡」）することを予定しています。また、海外各国・地域における対象事業については、10の国及び地域の当社子会社から、OBH社の子会社に対して、各国・地域の法制度を踏まえ、資産譲渡等の方法によりそれぞれ承継させることを予定しています。

また、当社は、本株式譲渡後、同日付（予定）で、OBH社の完全親会社である株式会社Asian Personal Care Holdingの株式の35%を取得して、CVCと協力して対象事業を運営します。本株式譲渡に伴い、対象事業は当社の連結対象から外れます。なお、本件取引は、国内外の競争法に基づく関係当局の承認の取得等を条件として実施する予定です。

3．分割及び譲渡する事業の概要

(1) 分割及び譲渡する事業内容

パーソナルケア製品の販売に関する事業

(2) 分割及び譲渡する事業が含まれている報告セグメント

日本事業、中国事業、アジアパシフィック事業

4．譲渡価額及び連結業績に与える影響

新会社の全株式及び関連事業資産の譲渡対価は160,000百万円です。なお、本件取引が、当社の連結業績に与える影響については、現在精査中です。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

● 株主資本等変動計算書(2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年1月1日残高	64,506	70,258	－	70,258
当期中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				
圧縮積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	－	－	－	－
2020年12月31日残高	64,506	70,258	－	70,258

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2020年1月1日残高	16,230	4,490	271,072	291,792	△2,591	423,965
当期中の変動額						
剰余金の配当			△19,972	△19,972		△19,972
当期純利益			33,867	33,867		33,867
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				－		－
圧縮積立金の積立				－		－
自己株式の取得				－	△12	△12
自己株式の処分			△76	△76	148	71
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)						－
当期中の変動額合計	－	－	13,818	13,818	135	13,953
2020年12月31日残高	16,230	4,490	284,890	305,610	△2,455	437,919

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年1月1日残高	2,609	2,609	1,263	427,838
当期中の変動額				
剰余金の配当				△19,972
当期純利益				33,867
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				－
圧縮積立金の積立				－
自己株式の取得				△12
自己株式の処分				71
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△158	△158	136	△21
当期中の変動額合計	△158	△158	136	13,931
2020年12月31日残高	2,451	2,451	1,399	441,770

● 計算書類の個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法によっています。

時価のないもの……移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しています。

② たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建　　物	2～50年
構 築 物	7～50年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～7年
工具器具備品	2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウエア	5～10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

④ 長期前払費用

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しています。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当期間の負担見込額を計上しています。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様です。

④ 役員賞与引当金

執行役員を兼務する取締役に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当期間の負担見込額を計上しています。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)

による定額法により翌期から費用処理しています。

⑥ 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、一体処理(特例処理、振当処理) の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
② 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しています。
③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。
④ 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

表示方法の変更に関する注記

前期において区分掲記していた「固定負債」の「環境対策引当金」は金額的な重要性が低下したため、当期より「その他」に含めて表示しています。
この表示方法の変更を反映させるため、前期の計算書類の組み替えを行っています。この結果、前期の貸借対照表において、「固定負債」の「環境対策引当金」として表示していた38百万円は「その他」として組み替えています。

追加情報

当社は、計算書類作成時において入手し得る情報に基づき、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを会計処理に反映しています。会計上の見積りは、当社の業績に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、地域及び事業によって異なるものの、2021年の下期から2022年の上期にかけて収束し、2023年中に本格的に回復するという一定の仮定を置いています。
しかし、見積りに用いた上記の仮定には不確定要素が多く、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、今後の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額 100,673百万円

(2) 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
資生堂アメリカズCorp.	58,217	借入金の保証
計	58,217	

(3) 関係会社に対する金銭債権債務（注）

短期金銭債権	98,285百万円
長期金銭債権	1,030百万円
短期金銭債務	25,670百万円

（注）関係会社に対する金銭債権債務で貸借対照表上、独立掲記しているものを除いています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	244,628百万円
仕入高	18,049百万円
その他営業取引の取引高	22,030百万円
営業取引以外の取引高	42,761百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普　通　株　式	564	1	32	534

（注1）　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による1千株です。
（注2）　普通株式の自己株式の減少は、ストックオプションの権利行使31千株及び単元未満株式の買増請求による0千株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（単位：百万円）
関係会社株式評価損	22,341
退職給付引当金	2,449
たな卸資産	5,990
減価償却費	4,948
賞与引当金	1,147
金融資産評価損	375
返品調整引当金	360
その他	3,520
繰延税金資産小計	41,133
評価性引当額	△22,858
繰延税金資産合計	18,275
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△2,017
その他有価証券評価差額金	△1,041
会社分割による固定資産評価差額	△322
資産除去債務	△11
繰延税金負債合計	△3,391
繰延税金資産の純額	14,883

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	資生堂ジャパン㈱	所有 直接100%	製品の販売 役員の兼任	化粧品の販売(注1)	30,195	売掛金	11,235
				役務の提供(注1)	7,169	未払金	14,581
				ロイヤリティーの受払(注1)	352		
				資金の預け(注2)	―	関係会社預け金	15,964
子会社	資生堂アメリカズCorp.	所有 直接100%	製品の販売 役員の兼任 債務保証	債務保証(注3)	58,217	―	―
				増資の引受 (注4)	91,961	―	―
子会社	資生堂(中国)投資有限公司	所有 直接100%	製品の販売 役員の兼任	化粧品の販売(注1)	56,931	売掛金	8,695
子会社	資生堂トラベルリテールアジアパシフィックPte.Ltd.	所有 間接100%	製品の販売	化粧品の販売(注1)	48,777	売掛金	362
						未収入金	7,203

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
(注2) 子会社との資金取引はキャッシュマネジメントシステムによるものです。
(注3) 資生堂アメリカズCorp.の外部借入金残高に対し、債務保証を行っています。
(注4) 子会社に対して有する貸付債権に対してデット・エクイティ・スワップを実行したことにより引き受けたものです。

なお、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています(関係会社預け金及び海外子会社に対する債権を除く)。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　1,102円40銭
1株当たり当期純利益　84円78銭

重要な後発事象に関する注記

パーソナルケア事業における会社分割及び承継会社の株式譲渡
連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。なお、当社の業績に与える影響については、現在精査中です。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以　上